

登録者各位

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」

研修受講以外の活動（アウトプット）に対する研修ポイントの認定について

研修、学会、シンポジウム等において講師、コーディネーター、シンポジスト、発表者等として活動した場合は、研修ポイントの認定を申請することができます（ただし、当該活動を行った日の翌日から起算して1年以内に限りです）。

■認定の対象となる活動の要件

- (1) 講義や発表内容等が、本制度カリキュラムのいずれかの科目に該当すること。
- (2) 当該研修、学会、シンポジウム等の受講者が、一つの法人や事業所に限定されるものでないこと。
- (3) 当該活動を行った事実が、開催要項、プログラム等によって確認することができること。

■ポイント換算ルール

- 講師、コーディネーター：60分につき5ポイント
- シンポジスト、パネラー：60分につき3ポイント
- 発表者（学会など）：60分につき5ポイント

※60分未満の場合は、ポイントの対象になりません

※アウトプットのうち、「論文・原稿執筆」はポイントの対象になりません

■認定の流れ

- 申請（登録者）
  - 登録者は、所定の申請書とともに、開催要項、プログラム等（活動を行った事実が確認できるもの）を事務局に送付（郵送、FAX、メールなど）してください。
- 審査・認定（事務局）
  - 事務局は、申請内容を確認し、要件に照らして研修ポイントの認定を行います。
- 公開（事務局）
  - 事務局は、研修ポイント制度 WEB サイトに結果を反映させます。  
その際、申請者各位のメールアドレスに「ポイントの申請を受け付けました」メールが自動で配信されますがご容赦ください。
- 認定結果の通知（事務局）
  - 認定の場合：研修ポイント制度 WEB サイトに結果反映作業を行った時点で、認定結果をメールで配信します（自動配信）。
  - 否認の場合：事務局からメールまたはお電話でご連絡します。

以上

【申請書送付先】

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局  
〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404 号  
TEL:03-5418-7700 FAX:03-5418-2111 mail:info@zfssk.com